

登園許可書

令和 年 月 日

いずみ松陵幼稚園 園長様

下記の期間、_____と

診断されました。医師より登園を許可されたので、本日より登園します。

- ・受診医療機関名

- ・罹患期間

令和 年 月 日 ~

令和 年 月 日 まで

_____ くみ 氏名

保護者氏名 _____ (印)

インフルエンザと診断された時の手続き

1. 園にインフルエンザと診断されたことを連絡して下さい。

園では、医師がインフルエンザと診断した日を基準に出席停止の開始日と出席停止の扱いの確認を致します。(欠席した日とインフルエンザと診断された日が重ならない場合は、欠席した日より出席停止扱いにしております。)文書による出席停止通知は致しません。

登園は、発症した後(発熱の翌日を一日目として)5日を経過し、かつ解熱後3日経過してからになります。なお、感染拡大予防、医療機関の混雑回避のため、「登園許可証」の提出は必要ありません。

2. 下記の登園願用紙(保護者記入)を持参させて登園させて下さい。

-----キ-----リ-----ト-----リ-----セ-----ン-----

いずみ松陵幼稚園 園長様

登 園 願

インフルエンザを発症した後(発熱の翌日を一日目として)5日を経過し、かつ解熱後3日を経過しましたので、登園の許可をお願い致します。

くみ 園児氏名

症状が出て欠席した日 令和 年 月

インフルエンザと診断された日 令和 年 月 日

出席停止期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日

通院した医療機関名

令和 年 月 日 保護者氏名

㊞

伝染病と出席停止について

園生活は幼児の集団生活の場ですから、伝染病については特に配慮が必要です。下記のような伝染病にかかりましたら、出席停止となります。(学校保健法施行規則第19条 および20条)

回復してきたら再受診し、医師から登園可能の診断を得てからの登園となります。登園する時は、右側の「登園許可証」に保護者が記入し、幼稚園に提出して下さい。なお、インフルエンザの場合は別紙の専用書式を使用して下さい。

また、子どもが伝染病にかかった場合だけでなく、家庭内に1類の伝染病患者が出た場合も出席停止になります。その場合も登園にあたっては、患者の治癒証明書が必要となりますが、この「登園許可書」用紙を代用してもさしつかえありません。尚、出席停止の場合は、欠席日数としません。

類	病 名	出席停止期間の基準
1	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱 重症急性呼吸器症候群、痘そう、南米出血熱 ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱 急性灰白髄炎、ジフテリア	治癒するまで
2	インフルエンザ	次ページ参照
	百日せき	特有の咳が消えるまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺のはれが消えるまで
	風疹(三日ばしか)	発疹が消えるまで
	水痘(みずぼうそう)	発疹のかさぶたが全部落ちるまで
	咽頭結膜熱(プール熱、アデノウイルス)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核	医師が感染のおそれがないと認めるまで	
3	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎、その他の伝染病	症状により学校医その他の 医師において伝染のおそ れがないと認めるま で